

# チコ労務管理事務所通信

## 印紙税がかからない「でんさい」がスタート

### 「でんさい」とは？

2008年12月に施行された「電子記録債権法」により、事業者の資金調達等の円滑化を図るため、手形に替わる新たな決済手段として電子記録債権を電子債権記録機関の記録原簿に電子記録することで発生・譲渡できるようにした、新しい決済手段です。

全国銀行協会が設立し、全銀行が参加する電子債権記録機関「でんさいネット」が2月18日よりサービスを開始することから、注目を集めています。

### 「でんさい」制度を創設した目的

以前から、事業者が売掛債権などを指名債権や手形の形で譲渡することによる資金調達のための取引は行われていましたが、「債権の存在や帰属を確認するためのコストがかかる」、「二重譲渡のリスクがある」、「人的抗弁の対抗を受けるリスクがある」、「流動性に乏しい」などの問題点がありました。

他方、手形については、「盗難・紛失のリスクや発行・管理・運搬のそれぞれにコストがかかる」、「印紙税の負担がある」などの問題がありました。

そこで、こうした問題を解決するものとして、また、事業者の資金調達の多様化・円滑化につなげるものとして電子記録債権「でんさい」の制度が創設されたのです。

### 利用するメリットは？

従来の手形の場合、発行・管理・運搬にコストがかかるだけでなく、紛失リスク等の問題もありましたが、電子記録債権はペーパーレスのためこうしたリスクがなく、印紙税が課税されないことも、手形発行企業・受取り企業双方にとっての大きなメリットとして挙げられます。

また、電子記録債権を発生・譲渡させるには、必ず電



子債権記録期間の記録原簿に記録を発生させることが必要となることから、債権の存在の確認や帰属の確認が容易にでき、二重譲渡のリスクもありません。

さらに、手形割引のように金融機関に譲渡して現金化したり、あるいは回し手形のように二次納入企業に譲渡してその支払いに充てたりすることができるほか、いくらでも分割できるというメリットもあるため、これまで資金調達に充てにくかった債権を活用できるようになるといった効果も期待されています。

## 「現物給与」の価額の取扱いが変更

### 適用価額は、原則「勤務地」が基準

報酬、賞与または賃金が、金銭・通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）に、その現物給与がいくらに相当するかは、その地方の時価により、厚生労働大臣が定めることとされています。

従来、現物給与の価額の算出にあたっては、原則として「適用事業所の所在地」が属する都道府県の価額が適用されていました。本社および支店等を合わせて1つの適用事業所とされている適用事業所は、支店等に勤務する被保険者についても、本社の所在地が属する都道府県の現物給与の価額が適用されてきました。

## 取扱いの変更は4月1日から

この取扱いが、平成 25 年 4 月 1 日から変更されます。

現物給与の価額が生活実態に即した価額となるように変更されることとなり、「被保険者の勤務地」が所在する都道府県の現物給与の価額を適用することが原則となります。

### 具体的には？

具体的には次の通りです。

#### (1) 原則

現物給与の価額の適用にあたっては、被保険者の勤務地（被保険者が常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用することを原則とする。

#### (2) 派遣労働者

派遣元事業所において社会保険の適用を受けるが、派遣元と派遣先の事業所が所在する都道府県が異なる場合は、派遣元事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用する。

#### (3) 在籍出向、在宅勤務等

在籍出向、在宅勤務等により適用事業所以外の場所で常時勤務する者については、適用事業所と常時勤務する場所が所在する都道府県が異なる場合は、その者の勤務地ではなく、その者が使用される事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用する。

#### (4) トラックの運転手や船員等

トラックの運転手や船員等の常時勤務する場所の特定が困難な者については、その者が使用される事業所が所在する都道府県（船員については当該船員が乗り組む船舶の船舶所有者の住所が属する都道府県）の現物給与の価額を適用する。

自社の社員で該当する可能性がある場合には、注意が必要です。

## 2013 年度の各種保険料額・保険料率が決定

### 国民年金の保険料額

平成 25 年度の保険料額は、前年度より 60 円引き上げられ、15,040 円になります。

なお、保険料を前納した場合には、毎月納付するよりも割り引かれた額での納付となります。それぞれ次の額となりますが、納付方法により割引率が異なりますので注意が必要です。

#### (1) 1 年間の保険料を前納

- ・ 176,700 円 (3,780 円の割引き) ... 口座振替
- ・ 177,280 円 (3,200 円の割引き) ... 現金納付またはクレジットカード納付

#### (2) 6 カ月間の保険料を前納

- ・ 89,210 円 (1,030 円の割引き) ... 口座振替
- ・ 89,510 円 (730 円の割引き) ... 現金納付またはクレジットカード納付

#### (3) 1 カ月間の保険料を早期納付（その月の保険料をその月末に納付）

- ・ 14,990 円 (50 円の割引き) ... 口座振替

なお、1 カ月間の保険料を現金で早期納付した場合、またクレジットカードで毎月納付する場合には割引の適用はありません。

### 協会けんぽの都道府県単位保険料率

平成 25 年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率については、据置きとされることとなりました。

### 介護保険料率・雇用保険料率・労災保険料率

平成 24 年度の料率を据え置きされることとなりました。

### 厚生年金保険料率

今年 8 月分（9 月納付分）までの保険料率は、一般 16.766%、船員・坑内員 17.192%となっていますが、9 月分（10 月納付分）からは、一般 17.12%、船員・坑内員 17.44%となります。

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは...

チコ労務管理事務所

連絡先：〒130 - 0014 東京都墨田区亀沢 4-19-3-502

電話：03-3625-2927 F A X：03-6751-8185

e - m a i l：info@chiko-jimusho.com